

# 柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA事業 実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第3条第1号ア(イ)に規定する訪問型サービスA事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号)及び地域支援事業実施要綱(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。)の例による。

## (内容)

第3条 訪問型サービスA事業で提供されるサービスは、柏原市介護予防・生活支援サービス実施要綱第3条第1号又は第2号のいずれかに該当する者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、別表1に定める者により、介護予防ケアプランに定める期間にわたり行われる、入浴、排せつ、食事等に対する見守りの援助(介護予防の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りをいう。)、居宅要支援被保険者等が単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、これらの者が自ら行うことが困難な家事であって、居宅要支援被保険者等の日常生活上必要な調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援とする。

## (類型)

第4条 訪問型サービスA事業は、次に掲げるいずれかの類型により実施する。

### (1) 訪問型サービスA(I)

前条に規定する見守りの援助を中心とする訪問型サービスA

(2) 訪問型サービスA (II)

前条に規定する調理、洗濯、掃除等の家事を中心とする訪問型サービスA

(実施方法)

第5条 訪問型サービスA事業は、通知別記1 (1) ア (エ) ①の (C) に定める方法により実施するものとする。

(単位数及び単価等)

第6条 訪問型サービスA事業の単位数は、別表2に定める単位数とする。

2 訪問型サービスA事業の1単位の単価は、厚生労働大臣が定める1単位の単価 (平成27年厚生労働省告示第93号) に定める柏原市の地域区分における訪問介護の割合に10円を乗じた額とする。

3 訪問型サービスA事業で提供されるサービスと他の訪問型サービスの月の合計単位は、通知別添1の1に定める月当たりの包括単位以下とする。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、訪問型サービスA事業の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

サービスの種類	従事できる者
訪問型サービス A（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士</li> <li>・ 介護保険法施行令第 3 条第 1 項に規定する者</li> </ul>
訪問型サービス A（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士</li> <li>・ 介護保険法施行令第 3 条第 1 項に規定する者</li> <li>・ 市長が指定する研修を修了した者</li> </ul>

別表 2（第 5 条第 1 項関係）

サービスの種類	単位	単位数
訪問型サービス A（Ⅰ）	1 回	2 2 5 単位
訪問型サービス A（Ⅱ）	1 回	1 8 3 単位

1. 加算

（1）初回加算

訪問型サービス A 事業所において、新規に訪問型サービス A 計画を作成した利用者に対して、訪問事業責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスを提供した日の属する月に訪問型サービス A を提供した場合又は当該訪問型サービス A 事業従事者が初回若しくは初回の訪問型サービス A を提供した日の属する月に訪問型サービス A を提供した際に訪問事業責任者が同行した場合は、1 月につき 2 0 0 単位を加算する。

2. 減算

（1）同一建物又は集合住宅に居住する利用者の減算

訪問型サービス A 事業所の所在する建物と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物において 2 0 人以上の利用者にサービスを行った場合は、所定単位数に  $90 / 100$  を乗じる。